

**磐田市個人情報保護条例（平成17年4月1日条例第26号）**

最終改正：平成30年3月22日条例第3号

改正内容：平成30年3月22日条例第3号[平成30年3月22日]

○磐田市個人情報保護条例

平成17年4月1日条例第26号

改正

平成20年3月26日条例第23号

平成27年7月7日条例第35号

平成27年12月21日条例第42号

平成28年3月24日条例第2号

平成30年3月22日条例第3号

磐田市個人情報保護条例

（目的）

**第1条** この条例は、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な人権の擁護と公正な市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものの
- (5) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
- (6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第16条第5項において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 市民等 実施機関により、自己に関する個人情報が保管等されている者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人）を含む。）をいう。
- (8) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (9) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関等の責務）

**第3条** 実施機関は、個人情報の保管等をするに当たっては、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（市民等の責務）

**第4条** 市民等は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、この条例による権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

**第5条** 事業者（法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、事業活動に伴い個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるよう努めなければならない。

（一般的制限）

**第6条** 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、その他正当な事務の執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、個人の思想、信条、宗教、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報の保管等をしてはならない。

(業務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに磁気テープその他これに類するものから出力若しくは採録されたものであって、実施機関が管理しているものに記録されるもの又は記録されたものをいう。以下同じ。)の保管等に係る業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の種類
- (4) 対象とする個人の範囲
- (5) その他規則で定める事項

2 実施機関は、届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、業務が開始され、又は変更されたとき以後において前2項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出に係る事項を市民等の閲覧に供するものとする。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、前条の規定により届出をし、又は届出をする業務(以下「届出業務」という。)に係る個人情報(特定個人情報を除く。)を収集するときは、収集目的その他規則で定める事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 法令等の規定により本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行う場合については、前項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、届出業務の目的の範囲を超えた個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 実施機関は、届出業務の目的の範囲を超えた実施機関以外のものへの個人情報の提供(次項に規定する情報通信提供を除く。以下「外部提供」という。)をしてはならない。

3 実施機関は、当該実施機関が管理する情報処理機器と実施機関以外のものが管理する情報処理機器とを通信回線を用いて結合することによる個人情報の提供(以下「情報通信提供」という。)をしてはならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)を自ら利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(収集、利用及び提供の制限の例外)

第10条 実施機関は、第8条第1項及び第9条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人情報の本人以外のものからの収集、目的外利用、外部提供又は情報通信提供をすることができる。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 既に公表された事実であるとき。
- (4) 正当な事務の執行に関連があるとき。
- (5) 緊急やむを得ない理由があるとき。
- (6) その他公益上必要があると実施機関が磐田市個人情報保護審査会の意見を聴いて認めたとき。

2 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供若しくは情報通信提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、規則の定めるところによりその旨を磐田市個人情報保護審査会に報告するものとする。この場合において、磐田市個人情報保護審査会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、届出業務に係る個人情報の保管等をするときは、個人情報の漏えい、改ざん、破損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の保管が必要でなくなったときは、速やかに廃棄する等適正な措置を講ずるものとする。

(開示の請求)

第12条 市民等は、実施機関に対し、自己情報(届出業務に係る本人の個人情報をいう。以下同じ。)の閲覧及び写しの交付(以

下「開示」という。)を請求することができる。

2 実施機関は、前項の請求に係る自己情報が次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかに該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するもので、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (4) その他開示しないことが正当であると実施機関が磐田市個人情報保護審査会の意見を聴いて認めたもの

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に前項各号のいずれかに該当する自己情報が記録されている部分(以下「非開示部分」という。)がある場合において、非開示部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同項の規定にかかわらず、当該非開示部分を除いて、自己情報の開示をするものとする。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第12条の2** 実施機関は、開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

(訂正等の請求)

**第13条** 市民等は、自己情報について事実の記載に誤りがあるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 市民等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して個人情報の保管等をしたとき。
- (2) 第8条第1項の規定に違反して又は第10条第1項の規定によらないで自己情報が収集されたとき。
- (3) 番号利用法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管したとき。
- (4) 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)に特定個人情報である自己情報を記録したとき。

(目的外利用等の中止の請求)

**第14条** 市民等は、第9条、第9条の2第1項及び第9条の3の規定に違反して又は第10条第1項の規定によらないで自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(情報提供等記録の適用除外)

**第14条の2** 情報提供等記録については、第13条第2項及び前条の規定は、適用しない。

(開示等の請求方法)

**第15条** 第12条及び前2条の規定による請求をしようとする者は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、所定の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 実施機関は、請求書に不備があると認めるときは、自己情報の開示等を請求した者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(開示等の決定等)

**第16条** 実施機関は、前条の請求があった日から起算して、開示の請求にあっては15日以内に、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、決定をすることができない理由が止むまで当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び決定をすることができる期日を請求者に、書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を請求者に、書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、請求に係る自己情報の開示、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止をしない旨の決定(第12条第3項の規定による開示の決定を含む。)をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該決定の日から起算して1年以内に開示の請求に係る自己情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

5 情報提供等記録の訂正をした場合には、実施機関は、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

(開示等の方法)

**第17条** 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の開示、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止をする旨の決定(第12条第3項の規定による開示の決定を含む。)をしたときは、速やかに当該決定に係る自己情報の開示、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

2 前項の自己情報の開示は、前条第3項の規定による通知により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、実施機関は、自己情報の開示をすることにより、当該自己情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他当該自己情報の原本を開示しないことにつき相当の理由があるときは、当該自己情報を複写したものの閲覧又はその写しの交付をもって自己情報の開示とすることができる。

(不服申立てがあった場合の手続)

**第18条** 実施機関は、第16条第1項の決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用中止請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由に却下するとき又は不服申立ての全部を認容し、開示等の決定をするときを除き、磐田市個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立てについての裁決をしなければならない。

2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(個人情報保護審査会)

**第19条** 第10条第1項第6号、同条第3項、第12条第2項第4号及び前条の規定による審議並びに番号利用法第28条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイルの取扱いに関する意見聴取を行わせるため、磐田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審査会は、第1項の審議及び意見聴取のため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(受託者の責務)

**第20条** 受託者(実施機関から個人情報の処理の委託を受けたものをいう。)は、その業務を行うに当たって、個人情報の漏えいの防止その他個人情報の保護に関して、実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の保護を図るため、当該委託業務に係る個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、当該委託業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その業務の委託が終了した後も、同様とする。

(指定管理者に対する措置等)

**第20条の2** 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせるに当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、公の施設の管理の業務に関して、個人情報の漏えい、改ざん、破損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人番号利用事務等の適用除外)

**第20条の3** 第20条第1項の規定による委託又は指定管理者が行う指定管理業務が個人番号利用事務(番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。)又は個人番号関係事務(番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。)の全部又は一部の委託に該当する場合には、前2条の規定は、適用しない。

(手数料等)

**第21条** この条例の規定による自己情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による自己情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成に要する規則で定める費用を負担しなければならない。

(苦情の処理)

**第22条** 実施機関は、個人情報の保護について苦情の申出があったときは、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(他の制度との調整)

**第23条** この条例は、法令等の規定による自己情報の開示、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止の対象となる個人情報については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館その他の市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している個人情報については、適用しない。

(委任)

**第24条** この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

**第25条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第20条第1項及び第20条の2第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号の個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第26条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第27条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第28条** 前3条の規定は、市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第29条** 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市個人情報保護条例(平成10年磐田市条例第34号)、竜洋町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(昭和60年竜洋町条例第4号)、豊田町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(昭和60年豊田町条例第26号)又は豊岡村電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成11年豊岡村条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月26日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月7日条例第35号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成27年10月5日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中磐田市個人情報保護条例第9条第1項の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定及び同条例第14条の改正規定 番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)

(2) 第2条の規定 番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則(平成27年12月21日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(磐田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 磐田市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年磐田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

3 この条例の施行の前日にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月24日条例第2号)

この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

---